

農地中間管理機構だより



発行者：農地中間管理機構(公益社団法人宮崎県農業振興公社)

随時発行

◆第34号内容

- 1 農地中間管理事業の推進について
- 2 機構と連携した新たなほ場整備事業について
- 3 農地中間管理事業審査会(6月)について
- 4 県内での取組事例紹介(No.22)

あなたの『農地』

明日につなげます。



1 農地中間管理事業の推進について

皆様方には、日頃より、当公社及び農地中管管理事業の推進に多大な御支援と御協力をいただき、改めて深く感謝申し上げます。

昨年度の農地中間管理事業の実績は、1,061.9haと目標面積3,000haを達成することはできませんでした。この理由として、主に機構集積協力金の制度変更の影響が考えられます。今年度は、これまでの取組をしっかりと検証し、効果的な対策を講じていくとともに引き続き職員のスキルアップ、機構組織の機能強化、さらには重点実施地区の掘り起こし等の取組により事業を着実に推進していきたいと考えております。

特に本年度は、平成26年度に貸し付けた農地のシャッフル(農地の再配分による担い手への集約化)の準備に着手しなければならない重要な年度であり、県段階や地域段階で、農地部門と担い手対策部門、農産園芸部門、畜産部門、農業土木部門とが連携した横断的チームを編成し、様々な施策と併せて実施する体制の確立や、昨年4

月に施行された改正農業委員会法で位置付けされた農地利用最適化推進委員との連携を深め、それぞれの集落・地域が抱える人と農地の問題解決のために、農地中間管理事業を推進して参りたいと思います。

また、本年5月に土地改良法等の一部を改正する法律が公布され、農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者からの申請によらず、都道府県営事業として、農業者の費用負担や同意を求めない基盤整備事業を実施できるとされております。今後、国から詳細な運用面について示されますが、県及び市町村等と一体となって農地中間管理事業の活用について積極的に検討していき、本県の農業・農村の振興に微力ながらお役に立てるよう役職員一丸となって取り組んでいきますので、皆様方の更なる御支援御協力をお願いいたします。

公益社団法人 宮崎県農業振興公社
技監 和田 幸夫

2 機構と連携した新たなほ場整備事業について

土地改良法等の一部を改正する法律が、5月26日に公布されました。

この改正事項の中で、農地中間管理機構と連携した新たなほ場整備事業については、農用地の利用の集積を加速化するため、農地中間管理機構が借り入れた農用地について、農業者からの申請によらず、都道府県営事業として、農業者の費用負担や同意を求めない基盤整備を実施できる制度となっております。

要件としては、①事業対象農地の全てについて、農地中間管理権が設定されていること、②各団地の合計面積(事業実施範囲)が一定規模以上あり、かつ、各団地が一定の要件に適合すること、③機構の借入期間(中間管理権の設定期間)が、事業計画の公告日から一定期間以上あること、④本事業の実施により、担い手への農用地の集団化が相当程度図られること、⑤本事業の実施により、事業実施地域の収益性が相当程度向上することとなっております。

現在、国においては、法の施行に向けて、関係政令、要綱等を検討しており、機構としても、新たな制度に対応していくために関係機関・団体との情報共有など連携して推進して行きたいと考えております。

3 農地中間管理事業審査会（6月）について

6月21日に、機構において農地中間管理事業審査会を開催しました。
今回の審査会では、重点実施地区11地区での権利設定、並びに個別案件として、リタイアされる農業者等の農地の権利設定について審査を行いました。
また、今回は、機構が貸し付けた農地の貸付者変更が2.3haあり、担い手への農地の集約化も着実に進んでおります。

【農地中間管理権取得等の審査地区】

- ◆重点実施地区11地区（うち新規地区2地区）
（宮崎市、三股町、小林市、高原町、西都市、新富町、日之影町）
 - ・機構活用農地面積 34.7ha
- ◆重点実施地区以外の個別案件（貸付者67名）
（綾町、日南市、都城市、三股町、小林市、えびの市、高原町、西都市、新富町、川南町、都農町、延岡市、日向市、高千穂町）
 - ・機構活用農地面積 52.8ha

6月審査面積 87.5ha
平成29年度累計審査面積 269.4ha

4 県内での取組事例紹介（No. 22）

第22回目の取組事例紹介は、都城市の「祝吉上流地区」です。

当地区は、都城市の中心部に位置し、大淀川水系沖水川の北側に広がる水田地帯で、水稻、加工用米、里芋、飼料作物を中心に農業経営を行っている地域であります。

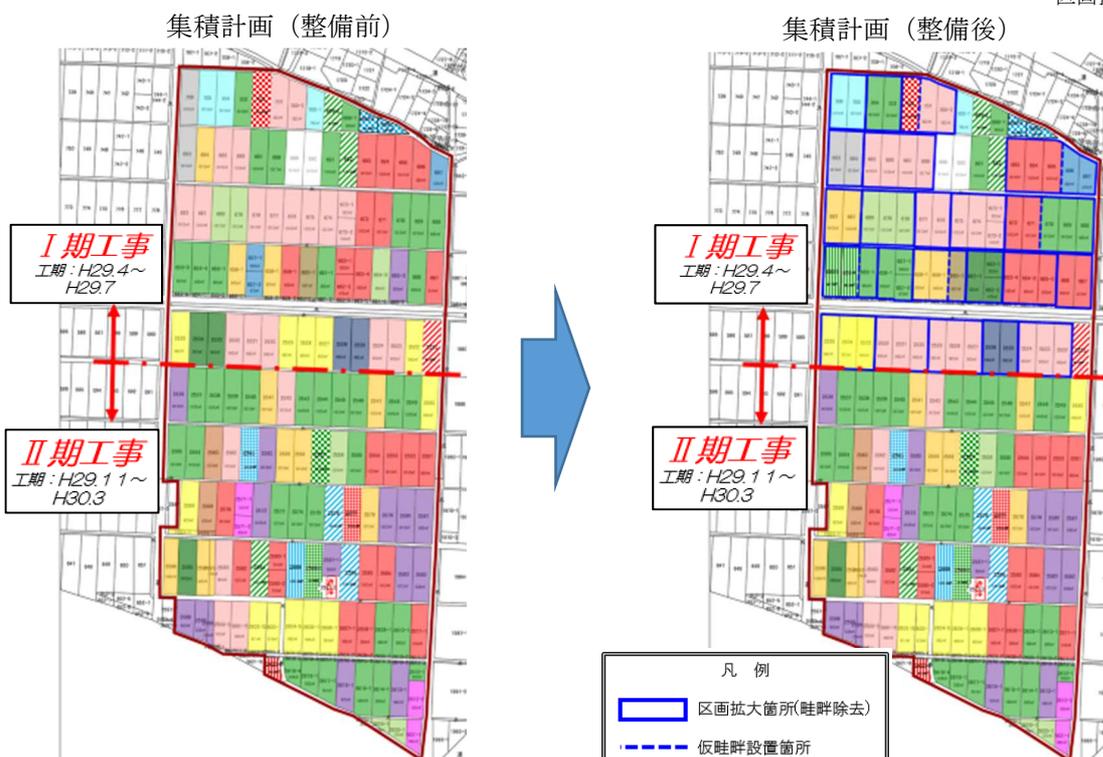
当地区は、昭和30年代に耕地整理事業で整備された農地で、区画面積が10aと狭く農作業に支障を来しており、また、農道も非常に狭いため車両の離合も出来ない上に大型の農業用機械の搬入も困難な状況でした。このため、地元の有志により、「祝吉地域農業を語る会」という任意団体が発足され、当団体の役員である農業法人が事業主体となって農地耕作条件改善事業を活用し、畦畔除去及び段差解消による区画拡大、排水路改修等の換地や法手続きを伴わない簡易な基盤整備を行い、担い手の営農環境を整備することになりました。

それに伴い、農地耕作条件改善事業の実施要件となっている、農地中間管理事業の重点実施地区に位置付け、併せて、当地域での人・農地プランを作成し、中心経営体及び将来の地域農業のあり方を明確にして、農地中間管理事業に取り組むこととしました。

今後は、農地中間管理事業を活用した担い手への集積・集約化を図り、作業の効率化、農産物の生産性の向上を目指していくこととしております。



区画拡大の整備状況



農地中間管理機構だよりに関するご意見・ご要望は下記までお願いします。

公益社団法人 宮崎県農業振興公社 農地第一課 電話 0985-78-0210
メール mk-kosha@tulip.ocn.ne.jp